| NO. | 項目 | ご意見 | 札幌市の見解 |
|-----|-------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 1 | 新型コロナの対応 | ● 被保険者の立場から見ますと、保健事業プラン | 〇 新型コロナへの対応などの感染症対策は、健康 |
| | | の中で新型コロナへの対応というのはどう位置 | 危機管理だと考えます。感染症は、ひとたび発生 |
| | | づけされているのかが気になります。今後、コロ | して拡大すれば個人の健康のみならず社会全体 |
| | | ナがどうなるかはもちろん分からないわけです | に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、 |
| | | けれども、現時点で見ると、感染者も増え、死亡 | 個々の保険者がそれぞれ対応すべきものではな |
| | | 者も増えているわけで、それを次の保健事業プ | く、国における全国一律の対応が必要になるも |
| | | ランの中でどう位置づけられるお考えなのか、 | のと考えます。 |
| | | 教えていただければと思います。 | |
| 2 | 生活の質(QOL)① | ● QOLの把握というのは非常に難しいと思い | 〇 保健事業プランのねらいを「QOLの維持・向 |
| | | ます。ねらいとして掲げるのであれば、それが上 | 上」とすること自体にはご理解をいただけるも |
| | | がったのか下がったのかが定量的に評価される | のと思います。ご指摘は、①「QOLの維持・向 |
| | | ものでないと、その下に指標を置き、その数値が | 上」に対する成果指標を「定量的に」示すべき、 |
| | | 幾ら動いたからといって、それとねらいとの関 | ②QOLをより「具現化」すべきというものです |
| | | 係は何だと言われたときに全く答えられなくな | が、「QOL」自体が広い概念であることから、 |
| | | ると思うのです。ねらいや目的として掲げるも | 明確な数値目標を定めたり、より具体的な表現 |
| | | のは定量的に評価できることに変えたほうがい | に落とし込んだりすることは、極めて難しいも |
| | | いと思いますので、ぜひ再考をいただきたいと | のと考えます。保健事業プランにおいては、QO |
| | 470EE (001) | 思います。 | Lの維持・向上に向けた課題を明確化し、取組を |
| 3 | 生活の質(QOL)② | ● QOLという言葉について、確かにその方向性 | 立案していくことになりますが、その段階にて |
| | | は理解できますが、これを見たときにやや漠然 | (取組に対する)成果指標を設け、その指標により |
| | | とし過ぎているなという印象を受けます。定量 化をどこまでというのはなかなか難しいですけ | り取組がうまく進んでいるのかをチェックする こととしています。今後の議論にて課題、取組内 |
| | | 化ぞとこまでというのはなかなか難しいですり れども、保健事業プランの頭に来て、ここが起 | マ、成果指標が明確化される中で、必然的に「保 |
| | | れても、保健事業フラブの頭に来て、ここが起 点、スタートになるわけですから、今後、複数回 | 住事業プランが目指すQOLのカタチ」もはっ |
| | | 点、ヘメードになるイフガとダガら、って、複数回 の議論を重ねていく中で深掘りして、札幌市国 | きりとしてくるのではないかと考えています。 |
| | | 保の保健事業プランにおけるQOLをもう少し | そして、成果指標により事業評価を行うことで、 |
| | | 具現化することをお願いしたいと思います。 | 「保健事業プランが目指すQOLのカタチ」が |
| | | | 実現しているのかどうか確認することが可能と |
| | | | なります。なお、保健事業プランのねらいについ |
| | | | ては、保健事業のコンセプトと重複するもので |
| | | | あり、同じことを繰り返すことになることから、 |
| | | | 骨子案からは除くこととしております。 |

| NO. | 項目 | ご意見 | 札幌市の見解 |
|-----|------------|-------------------------|-----------------------------------------------------|
| 4 | 食事・休養・運動の啓 | ● 生活習慣病に限った見方をすると、食事と休養 | 〇 保健事業には、リスクの高い層に介入するハイ |
| | 蒙 | と適切な運動がこれを防止する大きな要素だと | リスクアプローチと、集団全体に広く薄く介入 |
| | | 考えています。そういった要素の被保険者に対 | するポピュレーションアプローチとがあり、お |
| | | する啓蒙を推進する事業が保健事業プランに入 | 尋ねは後者の取組みを保健事業プランの中で計 |
| | | ってくる可能性はあるのでしょうか。 | 画化するのかとのご趣旨かと思います。国内に |
| | | | おいてハイリスクアプローチの取組ができるの |
| | | | は、(医療機関などを除くと)医療保険者以外にした。 |
| | | | なく、医療保険者の策定する保健事業プランは、 まずはハイリスクアプローチを第一義とすべき |
| | | | よりはハイリスラブラローテを第一義とりへさ と考えています。ポピュレーションアプローチ |
| | | | については、従業員などある程度限定された加 |
| | | | 入者を対象とする被用者保険と異なり、実効性 |
| | | | ある取組を国保保険者として行うことは現実的 |
| | | | には難しいものと考えています。現在、『国保加 |
| | | | 入者のてびき』や『とくとく健診の情報ガイド』、 |
| | | | ホームページなどによる啓蒙を行っております |
| | | | が、保健事業プランにとりたてて掲載する必要 |
| | | | 性は高くないと考えています。 |
| 5 | 生活習慣病の定義 | ● 生活習慣病の範囲については、どのように考え | ○ 生活習慣病の範囲に決まったものはなく、各保 |
| | | ているのでしょうか。 | 険者が独自に定めて保健事業に取り組んでいる のが実情です。保健事業プランにおいては、全国 |
| | | | めか美情です。休健事業フランにおいては、至国 比較できるよう、国保中央会の国保データベー |
| | | | |
| | | | 質異常症、高尿酸血症、脂肪肝、動脈硬化症、脳 |
| | | | 出血、脳梗塞、狭心症、心筋梗塞の 10 疾患とし |
| | | | ております。ただし、生活習慣病の分析を行う際 |
| | | | には、必要に応じ、これら 10 疾患の状況だけで |
| | | | はなく、生活習慣が関わっていると考えられる |
| | | | 他の疾患(例:慢性腎臓病など)についても合わ |
| | | | せて見ていくこととします。 |